



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*54 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
(労働政策課)

規 則

和歌山県規則第54号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則 (昭和42年和歌山県規則第64号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「第1条第1項第7号イ (1) から (4) まで」を「第1条の4第1項第7号イ (1) から (4) まで」に改め、同項第9号中「第1条第1項第7号イ (4) 」を「第1条の4第1項第7号イ (4) 」に改め、同項第10号中「5年」を「10年」に改め、同条第2項中「第1条第1項第7号イ (2) 及び (4) 」を「第1条の4第1項第7号イ (2) 及び (4) 」に改める。

第6条第2項第2号中「同項第2号」を「3級地」に改め、「通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅 (停留所等を含む。) までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の通行回数が1日10往復以下であるもののうち」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和歌山県訓練手当支給規則第3条第1項第10号及び第6条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。